

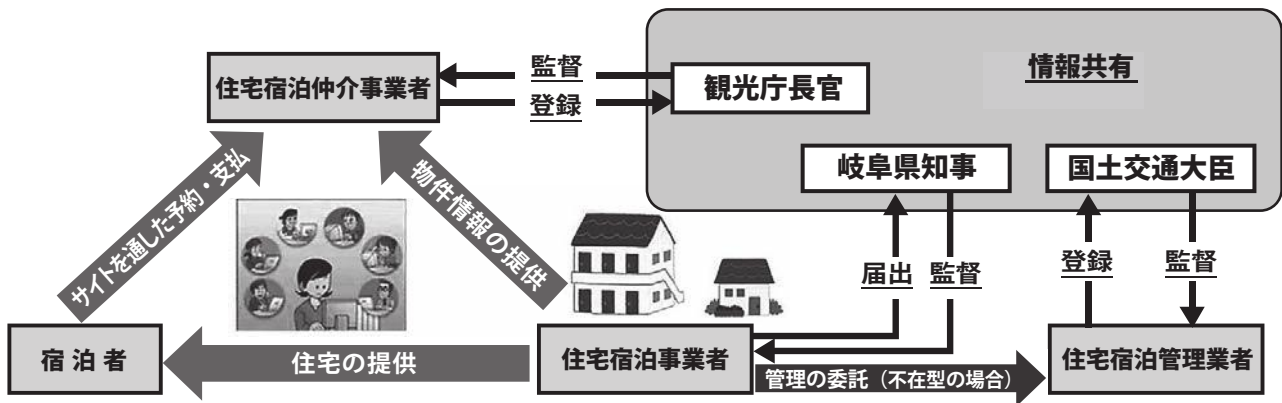


住宅宿泊事業法（民泊新法）が始まります。

平成30年6月15日から、住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行されます。

これまで、旅館業法の許可を受けなければ宿泊客を受け入れることができませんでしたが、各部屋の床面積に応じた宿泊者数の制限や清掃など衛生管理、火災・災害時の宿泊者の安全確保、外国人観光客向けの外国語による施設案内、周辺住民からの苦情に対する対処、標識の設置などをおこなったうえで、届け出れば年間180日を上限に合法的に民泊を行うことができます。また、空き家となっている住居を専門業者に貸して、民泊を行うことも可能となります。

なお、届出なく宿泊客を受け入れている場合は、法律により罰せられます。



用語説明

- 住宅宿泊事業者・・・民泊を行う者
- 住宅宿泊管理者・・・空き家等を借り受けて民泊を行う者
- 住宅宿泊仲介業者・・・インターネットなどで予約や支払の受付を行う者

本制度に関するお問い合わせは、

国 民泊制度コールセンター ☎ 0570-041-389 (9:00~22:00)
 民泊制度ポータルサイト
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>

県 健康福祉部生活衛生課 ☎ 058-272-8281 (8:30~17:15)
 保健所郡上センター ☎ 67-1111 内線353

市 商工観光部 観光課 ☎ 67-1808